

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事課

(海道主事:内線3265)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、定年引上げ後における60歳を超える職員の退職手当について所要の措置を講ずるもの並びに職業安定法(昭和22年法律第141号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の改正に伴い所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 定年引上げ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公務員法において再任用の規定が削除されたことに伴い、退職手当の支給範囲について所要の改正を行うもの(第2条関係) (2) 地方公務員法の改正に伴う規定整備(第4条及び第5条関係) (3) ピーク時特例の適用対象外とされる特定地方警察官(国家公務員)として在職していた期間について、定年引上げに伴う不利益が生じないようピーク時特例の適用対象とするための読み替規定を設けるもの(第5条の3の2関係) (4) (3)のピーク時特例を適用するために、特定地方警察官より前に地方公務員として在職した期間をピーク時特例の適用対象外とするもの(第5条の2関係) (5) (3)のピーク時特例における退職手当の基本額について、最高限度額を定めるための読み替規定を設けるもの(第7条の2関係) (6) (3)のピーク時特例を適用することに伴い、俸給月額の取扱いを新たに規定するもの(附則第22項関係) <p><ピーク時特例イメージ図></p> <p><u>A+Bを退職手当として支払う。</u></p> <p>(7) 定年前早期退職者に係る特例について、退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては割増率を100分の2から100分の3に改めるもの(附則第29項関係)</p> <p>(8) 現行の再任用制度に代えて定年前再任用短時間勤務制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うもの(第15条、第16条及び第</p>

項 目	説 明
	<p>18条関係)</p> <p>(9) 当分の間の措置として、現行定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額については、勤続期間を同じくする定年退職の場合の規定を準用するもの（附則第24項及び附則第25項関係）</p> <p>(10) 7割給料への減額について、第5条の2第1項に規定する「給料月額の減額改定」に該当しないものとする規定を設けるもの（附則第27項関係）</p> <p>(11) 当分の間の措置として、応募認定退職者及び25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由による退職者について、第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項及び附則第16項の規定を適用することに伴い、現行の対象年齢と同じになるよう読み替規定を設けるもの（附則第28項から第32項まで関係）</p> <p>(12) 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額の計算にあたり、(9)～(11)の規定も適用するもの（附則第7項関係）</p> <p>(13) 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額の計算にあたり、(10)による給料の減額についても適用するもの（附則第8項関係）</p> <p>(14) 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で、(9)の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額の計算にあたり、その勤続期間を35年とするとともに、(12)の規定も適用するもの（附則第9項関係）</p> <p>(15) 技能労務職の職員について、定年引上げ前から退職手当の基本額が減額とならないようにするための規定整備（附則第13項から第16項まで関係）</p> <p>(16) 教育職給料表を受ける者について、定年引上げ前から退職手当の基本額が減額とならないないようにするための規定整備（附則第17項から第20項まで関係）</p> <p>※別紙参照。</p>
2	職員安定法の改正に伴うもの（第11条関係）
3	雇用保険法の改正に伴うもの
	<p>(1) 基本手当の受給資格者が事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を失業等給付の受給期間に算入しない特例を設けたことに伴う規定整備（第11条関係）</p> <p>(2) 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を延長する暫定措置が令和6年度まで延長されたことに伴う規定整備（附則第19項関係）</p>
4	国家公務員退職手当法の改正に伴うもの
	非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用に当たり、常勤職員とみなすための一定の要件を緩和する改正がされたことに伴い、所要の改正を行うもの（第11条関係）
5	附則のうち、既に実効性を喪失した項を削るもの
6	上記改正に伴う項ずれその他規定整備

項 目	説 明
	第2 施行期日 第1の1、5及び6 令和5年4月1日 第1の2及び4 令和4年10月1日 第1の3 公布の日
3 他の条例等との関連	富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）については、別途起案予定
4 審議、調整、予算化等の状況	定年引上げ後における60歳を超える職員の退職等意向状況に応じて、予算措置を講ずる予定

議案第 号

富山県職員等退職手当支給条例等一部改正の件

富山県職員等退職手当支給条例等の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(富山県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第1条 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第3条第2項各号列記以外の部分中「。この項」を「。以下この項」に改め、「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）を「（同項）」に改める。

第5条の2第1項各号列記以外の部分中「退職した者」の次に「（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第22項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第5条の3の表以外の部分中「15年」を「20年」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第5条の3の2 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。こ

の場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第22項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けっていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項の俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条及び前条の表中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」及び「同項第2号イ」の次に「（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の次に「（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加える。

第7条の3の表中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項（）に、「同条」を「第5条の3」に、

「第7条の2第1号特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められて いるその者に係る定年と退職の日にお けるその者の年齢との差に相当する年 数1年につき100分の3（退職の日にお いて定められているその者に係る定
--------------------	---

	年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
--	--

を

「第7条の2第1号特定減額前給料月額	特定減額前給料月額（第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合において読み替えて準つては、特定減額前俸給月額（同条の用する場合にあつて規定により読み替えられた第5条の2は、特定減額前俸給第1項に規定する特定減額前俸給月額月額（同条の規定にをいう。）。以下この号及び次号により読み替えられたいて同じ。）及び特定減額前給料月額第5条の2第1項にに退職の日において定められているそ規定する特定減額前の者に係る定年と退職の日におけるそ俸給月額をいう。）。の者の年齢との差に相当する年数1年次号において同じ。）につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
--------------------	--

に改める。

第7条の4第1項各号列記以外の部分中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条の5第1項各号列記以外の部分中「第5条の2」の次に「（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第9条の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第11条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（富山県の休日を定める条例

(平成元年富山県条例第1号) 第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項から第24項までを削る。

附則第25項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(次項において「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(次項において「旧電信電話公社」という。)」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第26項中「引き続いて日本たばこ産業株式会社」の次に「(日本たばこ産

業株式会社法第1条に規定する株式会社をいう。以下この項において同じ。)」を、「引き続いて日本電信電話株式会社」の次に「(日本電信電話株式会社等に関する法律第1条第1項に規定する株式会社をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「第4条」を「(昭和59年法律第71号)第4条」に、「第5条」を「(昭和59年法律第87号)第5条」に、「第2条第2項」を「(昭和28年法律第182号)第2条第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第27項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下この項及び次項において「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第28項を附則第6項とする。

附則第29項中「条例第27号」を「(富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富山県条例第27号。以下「昭和48年改正条例」という。)」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第24項から第32項まで」に、「附則第29項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第30項中「条例第27号」を「昭和48年改正条例」に改め、「第5条の2」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第25項」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第31項中「条例第27号」を「昭和48年改正条例」に、「第5条」を「第5条又は附則第25項」に、「附則第29項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第32項及び第33項を削り、附則第34項を附則第10項とし、附則第35項を附則第11項とし、附則第36項及び第37項を削る。

附則第38項中「の規定による給料表」を「(以下「給与条例」という。)の規定による給料表」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第39項から第44項までを削る。

附則第45項各号列記以外の部分中「富山県一般職の職員等の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同項第2号中「退職日給料月額」を「60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額」に改め、同項に次の1号を加

え、同項を附則第13項とする。

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額に対する割合

附則第46項の表以外の部分中「15年」を「20年」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第14項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第13項第1号	及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	並びに同日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
附則第13項第2号	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日の者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定めら	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日の者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定めら

		れているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第13項第2号イ	前号に掲げる額	その者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けている給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第13項第3号イ	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき 100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、 100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第13項第3号イ	前号に掲げる額	その者が60歳に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けている給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額

に相当する額

附則第47項各号列記以外の部分中「附則第45項」を「附則第13項」に、「同項第2号イ」を「同項第3号イ」に改め、同項第1号中「切替日」を「60歳に達する日の属する年度の末日」に改め、同項第2号を次のように改め、同項を附則第15項とする。

(2) 60未満 次に掲げる額の合計額

ア 切替日の前日にその者が受けている給料月額に附則第13項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額

イ 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額に附則第13項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ウ 退職日給料月額に60から附則第13項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

附則第48項の表以外の部分中「附則第46項」を「附則第14項」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第16項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第15項	附則第13項の	前項の規定により読み替えて適用する 附則第13項の
	同項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第13項第3号イ
	同項の	前項の規定により読み替えて適用する 附則第13項の
附則第15項第1号	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額及び同日の者が受けている給料月額	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定めら

		れているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
附則第15項第2号ア	切替日の前日にその者が受けている給料月額及び同日にその者が受けている給料月額	切替日の前日にその者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
	附則第13項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第13項第2号イ
附則第15項第2号イ	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額及び同日の者が受けている給料月額	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額

	附則第13項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第13項第3号イ
	同項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第13項第2号イ
附則第15項第2号ウ	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に 退職の日において定められているその 者に係る定年と退職の日におけるその 者の年齢との差に相当する年数1年に つき 100分の3（退職の日において定 められているその者に係る定年と退職 の日におけるその者の年齢との差に相 当する年数が1年である職員にあつて は、 100分の2）を乗じて得た額の合 計額
	附則第13項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第13項第3号イ

附則第16項の次に次の4項を加える。

17 紙与条例別表第3の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、かつ、紙与条例附則第25項の規定による給料月額の改定の適用を受ける者のうち、60歳に達する日の属する年度の末日までに給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定減額前給料月額が60歳に達する日の属する年度の末日の給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けっていた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に、ア

に掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の60歳に達する日の属する年度の末日の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けている給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額に対する割合

18 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第17項第1号	並びに同日にその者が受けている給料月額及び同日にその者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員	並びに同日にその者が受けている給料月額及び同日にその者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員

		にあつては、 100分の2）を乗じて得た額の合計額
附則第17項第2号	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額及び同日その者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額及び同日その者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第17項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第17項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相

		当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
附則第17項第3号イ	前号に掲げる額	その者が60歳に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けっていた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- 19 附則第17項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
- (1) 60以上 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に60を乗じて得た額
 - (2) 60未満 次に掲げる額の合計額
 - ア 特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けていた給料月額に附則第17項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額
 - イ 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けいた給料月額に附則第17項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ウ 退職日給料月額に60から附則第17項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

- 20 附則第18項に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

附則第19項	附則第17項の	前項の規定により読み替えて適用する 附則第17項の
	同項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第17項第3号イ
	同項の	前項の規定により読み替えて適用する 附則第17項の
附則第19項第1号	60歳に達する日の属する年度の末日にそその者が受けっていた給料月額及び同日の者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額	60歳に達する日の属する年度の末日にそその者が受けていた給料月額及び同日の者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
附則第19項第2号ア	特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けた給料月額	特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

	附則第17項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第17項第2号イ
附則第19項第2号イ	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けている給料月額及び同日の者が受けている給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額	
	附則第17項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第17項第3号イ
	同項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第17項第2号イ
附則第19項第2号ウ	退職日給料月額 退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額	
	附則第17項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する 附則第17項第3号イ

附則第49項中「富山県一般職の職員等の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同項を附則第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第50項の表以外の部分中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第23項とし、同項の次に次の9項を加える。

24 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達する日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第24項」とする。

25 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達する日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第25項」とする。

26 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）第3条第2項に規定する職員
- (2) 病院に勤務する医師及び歯科医師

27 給与条例附則第25項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額

改定に該当しないものとする。

- 28 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員以外の者であつて県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第 号）第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）（以下「令和4年旧定年条例」という。）第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳に達する日の属する年度の末日とし、令和4年旧定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員にあつては65歳に達する日の属する年度の末日とする。）に達する日」と、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員以外のものであつて令和4年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、令和4年旧定年条例第3条ただし書の適用を受けていたものであつて附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 29 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「6月」とあるのは「零月」と、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係

る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100分の 2）とあるのは「100分の 3」とする。

附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員	65歳

30 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3、第5条の3の2、第9条の3、附則第14項及び附則第18項の適用については、第5条の3本文、第9条の3第1項第1号、附則第14項本文及び附則第18項本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第9条の3第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

31 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第29項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100分の 2）」とあるのは、「附則第29項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100分の 3 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

32 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第29項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退

職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、 100 分の 2) 」とあるのは、「 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条まで」の次に「又は附則第24項若しくは第25項」を加え、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第24項から第32項まで」に改める。

附則第4項中「同項又は」を「同項、」に改め、「第5条の2」の次に「（退職手当条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第27項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第25項」を加える。

附則第11項各号列記以外の部分及び同項第1号、附則第31項、附則第32項並びに附則第35項中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

(富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年富山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第29項」を「附則第7項」に改める。

(富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第29項から第31項」を「附則第7項から第9項」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に、「附則第29項から第31項まで及び第39項から第44項」を「附則第7項から第9項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富山県職員等退職手当支給条例第11条第4項の改正規定及び附則第50項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。） 公布の日
 - (2) 第1条中富山県職員等退職手当支給条例第11条第2項及び第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日
- 2 第1条の規定による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定は、前項第1号に掲げる施行の日以後に新条例第11条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に至った者について適用する。
- （経過措置）
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）」とする。
- 4 新条例附則第13項から第16項までの規定は、60歳に達する日の属する年度の末日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例案（本則） 新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
第1条 略 (退職手当の支給)	第1条 略 (退職手当の支給)	
第2条 この条例の規定による退職手当は、富山県職員及び県費負担教職員のうち、常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	第2条 この条例の規定による退職手当は、次条から第5条までの2まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	地方公務員法の改正に伴う規定整備
2 略	2 略	
第2条の2、第2条の3 略 (一般の退職手当)	第2条の2、第2条の3 略 (一般の退職手当)	規定整備
第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	
第3条 略	第3条 略	
2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第9条の3第5項に規定する認定を受けないで、その者の都	2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第9条の3第5項に規定する認定を受けないで、その者の都	

合により退職した者(第13条第1項各号に掲げる者及び傷病により退職した者) 第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職したものを含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略

(11年以上25年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年末満勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略

2、3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗

合により退職した者(第13条第1項各号に掲げる者及び傷病により退職した者) 第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職したものを含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略
(11年以上25年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 同左

地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略
2、3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
第5条 同左

じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2)～(7) 略
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 略
(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
第5条の2 退職した者 _____

_____の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けっていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわ

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2)～(7) 略
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 略
(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
第5条の2 退職した者 _____

特定地方警察官により前に地方公務員として在職した期間をピーク時特例の適用対象外とするもの
の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第22項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわ

らず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)、(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定 字句	読み替えられる 字句	読み替える字句
略	略	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数

らず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)、(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定 字句	読み替えられる 字句	読み替える字句
略	略	略

略	第5条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる額 (新設)	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
---	---------------	---------------------	---

略	合計額	100分の2)を乗じて得た額の が1年である職員にあつては、 100分の2)を乗じて得た額の 合計額	略
略	略	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	略

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する適用規定)

定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第22項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に

ピーグ時特例の対象外とされている特定地方警察官としての在職期間について、定年引上げ前からの不利益が生じないようピーグ時特例の適用

対象とするもの

退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をするする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けっていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「奉給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項の俸給月額の減額改定をいひう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「奉給月額のうち」と、同条及び前条の表中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第5条の4、第6条 略
(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 略

特定地方警察官の在職期間に係るピーク時特例の退職手当基本額について最高限度額を定めるもの

第7条の2 第5条の2第1項(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額

第5条の4、第6条 略
(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 略

特定地方警察官の在職期間に係るピーク時特例の退職手当基本額について最高限度額を定めるもの

第7条の2 第5条の2第1項(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額

に60を乗じて得た額

(2) 略

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略	第7条の2 第1項の	第5条の3により読み替えて適用する第5条の2第1項の	第5条の3により読み替えて適用する第5条の2第1項(
略	略	略	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の	同項の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2 第1項の	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額	第7条の2 第1号	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前奉給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2では、特定減額前奉給月額(同条の規定により規定する特定減額前奉給月額をいう。)。以下この号及び次号において同じ。)及び特定	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前奉給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2では、特定減額前奉給月額(同条の規定により規定する特定減額前奉給月額をいう。)。以下この号及び次号において同じ。)及び特定
				読み替えた額	読み替えた額

前奉給月額をいう。)。次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) 略

第7条の3 同左

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略	第7条の2 第1項(第5条の3により読み替えて適用する第5条の2第1項(第5条の3により読み替えて適用する第5条の2第1項(
略	略	略	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の	同項の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2 第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額	第7条の2 第1号	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前奉給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2では、特定減額前奉給月額(同条の規定により規定する特定減額前奉給月額(同条の規定により規定する特定減額前奉給月額をいう。)。以下この号及び次号において同じ。)及び特定	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前奉給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2では、特定減額前奉給月額(同条の規定により規定する特定減額前奉給月額(同条の規定により規定する特定減額前奉給月額をいう。)。以下この号及び次号において同じ。)及び特定
				読み替えた額	読み替えた額

				において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	
					(退職手当の調整額)
				第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「政令」という。)第6条第1項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職さ	
				略	略

において定められたる定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められたるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「政令」という。)第6条第1項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職さ

れ、引き続いで地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算にしての在職期間はなかつたものとする法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。) の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件を満たすものを除く。) 、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) 第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」といふ。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」といふ。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(10) 略

2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者

れ、引き続いで地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算にしての在職期間はなかつたものとする法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。) の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件を満たすものを除く。) 、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) 第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」といふ。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」といふ。) のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(10) 略
2～5 略
(一般の退職手当の額に係る特例)
第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者

の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかるわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

第8条～第9条の2 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第9条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものをを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2～9 略

第10条 略

(失業者の退職手当)

第11条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日

の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2(第5条の3の2において読み替えて適用する場合を含む。)及び前条の規定にかかるわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

第8条～第9条の2 略
(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第9条の3 同左

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 略

2 略

第10条 略

(失業者の退職手当)

第11条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えた日を含む。)が18日(1月間の日数(富山県の休日を定める条例(平成

国家公務員退職

規定整備

	<p>元年富山県条例第1号) 第1条第1項各号に掲げる日の日数は、 算入しない。) が20日に満たない日数の場合にあつては、18日か ら20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。) 以上あ る月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定め て雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されて いた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したも のに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。) であつたことがあるものにしおり、当該職員等であつた期間を 含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の 各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間 に該当するすべての期間を除く。</p>	<p>手当法の改正に 合わせて、所要 の改正を行うも の</p>
--	---	--

以上あ
る月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定め
て雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されて
いた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したも
のに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)
であつたことがあるものにしおり、当該職員等であつた期間を
含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の
各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間
に該当するすべての期間を除く。

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定
年に達したことその他の知事が定める理由によるものである職
員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望す
る場合において、知事が定めることにより、知事にその旨を申
し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは
「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望す
る一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した
期間(当該求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間内に
求職の申込みをしたとし、当該各号に定める期間内に当該退職の日
の翌日から当該求職の申込みをした日の前までの期間に相当
する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当
該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項
において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

	<p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定 年に達したことその他の知事が定める理由によるものである職 員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望す る場合において、知事が定めることにより、知事にその旨を希望す る一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した 期間(当該求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間内に 求職の申込みをしたとし、当該各号に定める期間内に当該退職の日 の翌日から当該求職の申込みをした日の前までの期間に相当 する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当 該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項 において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該</p>	<p>規定整備</p>
--	--	-------------

		いて、基本手当の受給者が事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業等給付の受給期間に算入しない特例を設けたことによる規定整備
退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他のこれに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるとこりにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。	5～10 略 11 同左	
第1項又は第3項による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	(1)～(4) 略 (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条例第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略 12～17 略	(1)～(4) 略 (5) 公共職業安定法の改正に伴う規定整備 方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条例第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 略 12～17 略

第12条、第13条 略

(退職手当の支給の差止め)

第12条、第13条 略

(退職手当の支給の差止め)

第14条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に係り現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合

第12条、第13条 略

(退職手当の支給の差止め)

第14条 同左

(1) 職員が刑事事件に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 同左

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合

規定整備

定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第13条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡との勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用制度に代えて定年前再任用職員に対する免職処分」という。)を

定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

限)

第15条 同左

該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第13条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡との勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行なうことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用制度に代えて定年前再任用職員に対する免職処分」という。)を

同上

規定整備
再任用制度に代えて定年前再任用職員に対する免職処分」という。)を

受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後ににおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けいなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたらとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後ににおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行なうことができる。

(1) 略

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務員に対する免職処分を受けたとき。

用短時間勤務制度が導入されることに伴い所要の改正を行うもの

再任用制度に代えて定年前再任

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員）に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の基礎の算定の額の対象となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	第17条 略	第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に對し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き續いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職
---	--------	---

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員）に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	2～6 略	(退職手当受給者の相続人の退職手当相当額の納付)
	第17条 略	第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に對し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職

用短時間勤務制 度が導入される ことに伴い所要 の改正を行うも の

手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する富山県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事件に申し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基

手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する富山県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事件に申し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基

- 穣となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に申し起訴をされた場合において、当該刑事事件に申し禁錮以上の刑に処せられた後に死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に申し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合は、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に申し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に申し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合は、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 穣となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に申し起訴をされた場合において、当該刑事事件に申し禁錮以上の刑に処せられた後に死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に申し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合は、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に申し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に申し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合は、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

規定整備

同上

度が導入される
ことに伴い所要
の改正を行うも
の

	該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	規定期間
6～8 略 第19条～第21条 略	6～8 略 第19条～第21条 略	

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例案（附則） 新旧対照表（第1条関係）

現行	附 則	附 則	改正案	備考
1、2 略	1、2 略 <u>3 適用目前の退職に係る退職手当については、なまは從前の例によ る。</u>	<u>1、2 略 (削る。)</u>	<u>1、2 略 (削る。)</u>	実効性を喪失し た項を削るもの 同上
	4 第2条第2項の規定により同条第1項の職員とみなされる者 の勤続期間については、昭和28年12月1日以後の期間とする。	<u>4 第2条第2項の規定により同条第1項に規定する職員で、もとの陸 海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以 下「未復員者」という。)に該当する者を除く。)の同年同月同 日以前における勤続期間の計算については、附則第6項から第9 項までの規定によるほか、第8条(第5項中段を除く。)並びに 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富 山県条例第27号。以下「条例第27号」という。)附則第6項及び 附則第12項の規定の例による。</u>	<u>4 第2条第2項の規定により同条第1項に規定する職員で、もとの陸 海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以 下「未復員者」という。)に該当する者を除く。)の同年同月同 日以前における勤続期間の計算については、附則第6項から第9 項までの規定によるほか、第8条(第5項中段を除く。)並びに 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富 山県条例第27号。以下「条例第27号」という。)附則第6項及び 附則第12項の規定の例による。</u>	同上
	5 昭和28年7月31日に現に在職していた職員(附則第13項に規定 する者に該当する者及び附則第16項に規定する職員で、もとの陸 海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以 下「未復員者」という。)に該当する者を除く。)の同年同月同 日以前における勤続期間の計算については、附則第6項から第9 項までの規定によるほか、第8条(第5項中段を除く。)並びに 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富 山県条例第27号。以下「条例第27号」という。)附則第6項及び 附則第12項の規定の例による。	<u>5 昭和28年7月31日に現に在職していた職員(附則第13項に規定 する者に該当する者及び附則第16項に規定する職員で、もとの陸 海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以 下「未復員者」という。)に該当する者を除く。)の同年同月同 日以前における勤続期間の計算については、附則第6項から第9 項までの規定によるほか、第8条(第5項中段を除く。)並びに 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富 山県条例第27号。以下「条例第27号」という。)附則第6項及び 附則第12項の規定の例による。</u>	<u>5 昭和28年7月31日に現に在職していた職員(附則第13項に規定 する者に該当する者及び附則第16項に規定する職員で、もとの陸 海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以 下「未復員者」という。)に該当する者を除く。)の同年同月同 日以前における勤続期間の計算については、附則第6項から第9 項までの規定によるほか、第8条(第5項中段を除く。)並びに 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富 山県条例第27号。以下「条例第27号」という。)附則第6項及び 附則第12項の規定の例による。</u>	同上
	6 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における 各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員として の在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者 が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、 この条例による退職手当に相当する給与の支給を受けて いるときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2 の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含ま	<u>6 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における 各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員として の在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者 が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、 この条例による退職手当に相当する給与の支給を受けて いるときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2 の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含ま</u>	<u>6 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における 各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員として の在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者 が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、 この条例による退職手当に相当する給与の支給を受けて いるときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2 の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含ま</u>	

ないものとする。

- (1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外 国政 府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業 株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、 日本国 有 鉄 道 改革 法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規 定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第 1条の規定により設定された日本国有鉄道（以下「旧日本国 有 鉄 道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定によ る解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」とい う。）の事業と同種の事業を行つていたもので、政令附則第 3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以 下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、 外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び職 員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在 職期間の3分の2の期間
- (2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以 下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療 団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び 職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職 期間の3分の2の期間

- (3) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間
- (4) 先に職員として在職した者であつて、ア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間
- ア 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、政令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間
- イ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

- 7 昭和28年7月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の1に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- (1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧しようを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勧しようを受けて他の任命権者に属する職員となつたもの
- (2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧しようを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるために退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたもの
- 8 昭和20年8月15日に現に次の各号の1に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- (1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和21年勅令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日
- (2) 外国政府職員等、外国特殊機關職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日
- (3) 救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属その身分を失つた日

実効性を喪失した項を削るもの

同上

実効性を喪失した項を削るもの

(削る。)

- 9 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で政令附則第6項の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれら措置を解除された日（これら措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合においては、当該退職の日）から昭和28年7月31日までの間に再び職員となつた場合には、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。
- 10 附則第8項各号の一に掲げる者又は前項に規定する職員として在職した者で特殊の事情があるものについては、これらの者が知事の定める期間内に他に就職することなく職員となつた場合においては、これらの者であつた期間は、前2項の規定にかかわ

同上

らば、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとして計算することができる。

11 昭和28年7月31日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。)から引き続いて職員となつたもの及び同年8月1日以後に引き続いて職員となつたものの同年7月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第6項から第9項までの規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項並びに条例第27号附則第6項及び附則第12項の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(条例第27号による改正前の富山県職員退職手当支給条例第8条の2第1項の退職、附則第22項の特殊退職及び附則第23項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けた退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

12 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和28年7月31日以前において条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第20条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたもののみなして同項の規定を適用する。

13 昭和20年8月15日に現に附則第8項各号に掲げる者(救護員で

(削る。)

(削る。)

(削る。)

実効性を喪失した項を削るもの

同上

同上

戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年(特殊事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を計算した期間。以下この項において同じ。)以内に職員となつたもの又は同年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その割継期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

14. 前項に規定する者(未復員者に該当する者を除く。)の昭和28年7月31日(同年8月1日以後に附則第8項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における割継期間(附則第5項に規定する割継期間に該当するものを除く。)の計算については、前項の規定に該当するもののを除き、附則第6項及び附則第7項(これらの規定を附則第11項において準用する場合を含む。)並びに附則第12項の規定を

実効性を喪失した項を削るもの

準用するほか第8条の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（附則第22項の特殊退職及び附則第23項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

15 未復員者の勤続期間の計算については、昭和28年7月31日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者（第20条第2項又は富山県職員等退職手当支給条例及び富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成21年富山県条例第35号）第1条の規定による改正前の富山県職員等退職手当支給条例第14条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となり、さらに引き続いて職員となつた者を含む。）又は附則第13項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての昭和28年7月31日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

16 昭和28年8月1日現在本邦に帰還していない職員（自己の意により帰還しないものと認められるものを除く。）が、恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）の規定によつて退職したものとみなされたとき又は昭和28年8月1日以降死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、知事が規則で定めるところにより、第3

実効性を喪失した項を削るもの

同上

条の規定による退職手当(その退職が昭和28年7月31日以前の日であるときは、改正前の第4条の規定による退職手当)を支給する。

17 前項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職する場合又は引き続いて国又は他の地方公共団体に就職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第3号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、前項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まれないものとする。

18 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間ににおいて富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年富山県条例第41号。以下この項において「昭和56年改正給与条例」という。)附則第2項ただし書に規定する管理職員(以下この項において「管理職員」という。)である期間のある職員がその管理職員である期間中に退職した場合におけるその者のこの条例に規定する退職手当の計算の基礎となる給料月額は、昭和56年改正給与条例附則第2項ただし書及び附則第3項の規定を適用しないものとした場合にその者が受けることとなる給料月額とする。

19 第5条第3項に規定する職員に暫定手当が支給される間、同項中「及び調整手当」とあるのは、「調整手当及び暫定手当」として同項の規定を適用する。

実効性を喪失した項を削るもの

同上

同上

(削る。)

(削る。)

(削る。)

実効性を喪失した項を削るもの

20 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である

職員（恩給法（大正12年法律第48号）の準用を受ける者及び富山

県恩給条例（昭和9年富山県条例第3号）の適用を受ける者を除く。）に支給する第11条の規定による退職手当については、なお

従前の例による。

21 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の

地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第13項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで、条例第27号による改正前の富山県職員退職手当支給条例第8条の2第2項及び附則第23項の規定にかかわらず、その者の退職の日ににおける給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第23項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けた退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第23項において例によるとされる附則第21項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに条例第27号附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものと

同上

した場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する

割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日ににおけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第9項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条（25年以上勤続して退職した者）のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

22 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職

（削る。）

実効性を喪失した項を削るもの

に該当するる退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた国又は地方公共団体の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

(3) 附則第6項各号又は附則第7項各号（これららの規定を附則第11項及び附則第14項において準用する場合を含む。）の退職

(4) 附則第9項（附則第11項において準用する場合を含む。）の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

23 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者は、そには、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そ

実効性を喪失した項を削るもの

- のうちの最終の退職の日)以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。)中において、昭和38年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職(整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。)をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般的の退職手当の額については、附則第21項の規定の例による。この場合において、第8条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(条例第27号による改正前の富山県職員退職手当支給条例第8条の2第1項の退職、附則第22項の特殊退職及び附則第23項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。
- 24 富山県電気局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年富山県条例第30号)の一部を次のように改訂する。
略
- 25 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」とい

- 実効性を喪失した項を削るもの
- 項ずれその他規定による解定整備
- 3 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(次項において「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(次項において「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」とい

う。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社

の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社

の職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

う。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社

社法第1条に規定する株式会社をいう。(以下この項において同じ。)の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第1条第1項に規定する株式会社をいう。以下この項において同じ。)

の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

項ずれその他規定整備

同上

の日本たばこ産業株式会社の職員としての引き續いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

27	昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道	項目	昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道	項目
5	昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道 (昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国 有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立され た日本国有鉄道(以下この項及び次項において「旧日本国有鉄道」 といふ。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算 定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有 鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期 間とみなす。	項目	昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道 (昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国 有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立され た日本国有鉄道(以下この項及び次項において「旧日本国有鉄道」 といふ。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算 定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有 鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期 間とみなす。	項目
6	略	項目	略	項目
7	当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(富山県職員退 職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富山県条例第27 号。以下「昭和48年改正条例」という。)附則第3項の規定に該 当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第 5条の3まで及び附則第24項から第32項までの規定により 計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この 場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条 並びに附則第7項」とする。	項目	当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(富山県職員退 職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年富山県条例第27 号。以下「昭和48年改正条例」という。)附則第3項の規定に該 当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第 5条の3まで及び附則第24項から第32項までの規定により 計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この 場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条 並びに附則第7項」とする。	項目
8	当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和 48年改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条 第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基 本額は、同項又は第5条の2(第5条の3の2において読み替え て適用する場合を含む。)及び附則第25項の規定により計算した 額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	項目	当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(昭和 48年改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条 第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基 本額は、同項又は第5条の2(第5条の3の2において読み替え て適用する場合を含む。)及び附則第25項の規定により計算した 額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	項目
9	当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(昭和48年改 正条例附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条又は附 則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条	項目	当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(昭和48年改 正条例附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条又は附 則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条	項目

の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定により計算して得られる額とする。

32 平成14年4月1日から平成16年3月31までの間に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上あり、かつ、その年齢が45年以上58年以下であるもの(当該退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年であり、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が10年を超えるときは、10年とする。)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」とする。

33 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の2の規定は、適用しない。

34、35 略

36 平成16年7月1日から平成18年3月31までの間に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上あり、かつ、その年齢が45年以上58年以下であるもの(当該退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年であり、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者(富山県一般職の職員等の給与に関する条例第8条の2第1項第3号に規定する人事委員会規則)で定める職にあつた者を除く。)であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する第4条第1項及び第5条

則第25項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定により計算して得られる額とする。

(削る。)

32 平成14年4月1日から平成16年3月31までの間に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上あり、かつ、その年齢が45年以上58年以下であるもの(当該退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年であり、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が10年を超えるときは、10年とする。)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」とする。

33 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の2の規定は、適用しない。

10、11 略

(削る。)

34、35 略

36 平成16年7月1日から平成18年3月31までの間に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上あり、かつ、その年齢が45年以上58年以下であるもの(当該退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年であり、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者(富山県一般職の職員等の給与に関する条例第8条の2第1項第3号に規定する人事委員会規則)で定める職にあつた者を除く。)であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する第4条第1項及び第5条

実効性を喪失した項を削るもの

整備

実効性を喪失した項を削るもの

<p><u>第1項の規定の適用については、これららの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日におけるその者の年齢とその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」とする。</u></p> <p><u>37 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の2の規定は、適用しない。</u></p>	<p><u>12 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する富山県一般職の職員等の給与に関する条例以下「給与条例」という。）の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>39 平成18年4月1日から平成20年3月31までの間に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が40年以上58年以下であるもの（当該退職の日におけるその者の年齢といふその者に係る定年が年齢60年であり、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者（富山県一般職の職員等の給与に関する条例第8条の2第1項第3号に規定する人事委員会</u></p>
---	---

実効性を喪失した項を削るもの

実効性を喪失した項を削るもの

会規則で定める職にあつた者を除く。) であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。) に対する第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	給料月額(以下「退職日給料月額」という。)	給料月額(以下「退職日給料月額」という。) 及び退職日給料月額に退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が10年を超えるときは、10年とする。)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が10年を超えるときは、10年とする。)1年につき100分の3を乗じて得た

		額の合計額
<u>第5条の2第1項第1号</u>	<u>及び特定減額前給料月額</u>	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年につき100分の3乗じて得た額の合計額
<u>第5条の2第1項第2号</u>	<u>退職日給料月額</u>	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年につき100分の3乗じて得た額の合計額に、
<u>第5条の2第1項第2号イ</u>	<u>前号に掲げる額</u>	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同までの勤続期間及び特定減

額前給料月額を基礎として、
前3条の規定により計算した
場合の退職手当の基本額に相
当する額

40 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の3の規定
は、適用しない。

41 附則第39項の規定の適用を受ける者に対する第7条及び第7
条の2の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み
替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5 条まで	附則第39項の規定により読み 替えて適用する第4条又は第 5条
退職日給料月額		退職日給料月額及び退職日給 料月額に退職の日ににおいて定 められているその者に係る定 年と退職の日におけるその者 の年齢との差に相当する年数 (当該年数が10年を超えると きは、10年とする。)1年に つき100分の3を乗じて得た 額の合計額
これら		附則第39項の規定により読み

実効性を喪失し
た項を削るもの
同上

		替えて適用する第4条又は第 5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	附則第39項の規定により読み 替えて適用する第5条の2第 1項の
	同項第2号イ	附則第39項の規定により読み 替えて適用する第5条の2第 1項第2号イ
	同項の	附則第39項の規定により読み 替えて適用する第5条の2第 1項の
第7条の2第1号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定 減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相 当する年数（当該年数が10年を 超えるときは、10年とする。） 1年につき100分の3を乗じ て得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定 減額前給料月額に退職の日に おいて定められているその者 に係る定年と退職の日におけ るその者の年齢との差に相

する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。） 1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額	
第5条の2 第1項第2号イ	附則第39項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。） 1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該附則第39項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

実効性を喪失した項を削るもの

(削る。)

42 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が40年以上58年以下であるもの（当該退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年であり、かつ、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者（知事が定める者を除く。）であつて、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する

第4条第1項、第5条第1項及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	給料月額（以下「退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額に「料月額」といふ。）退職の日において定められている。その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額	給料月額（以下「退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額に「料月額」といふ。）退職の日において定められている。その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年ににつき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年ににつき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項	及び特定減額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日における合計額

第 5 条の 2 第 1 項第 2 号	退職日給料月額にて、 いて定められているその者に係る 定年と退職の日ににおけるその者の 年齢との差に相当する年数（当該 年数が10年を超えるときは、10年 とする。）1年につき100分の3を 乗じて得た額の合計額	退職日給料月額及び退職日給料月 額に退職の日において定められて いるその者に係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との差に相 当する年数（当該年数が10年を超 えるときは、10年とする。）1年 につき100分の3を乗じて得た額 の合計額に、 その者が特定減額前給料月額に係 る減額日のうち最も遅い日の前日 に現に退職した理由と同一の理由 により退職したものとし、かつ、 その者の同日までの勤続期間及び 特定減額前給料月額を基礎とし て、前 3 条の規定により計算した 場合の退職手当の基本額に相当す る額
第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ		43 前項の規定の適用を受ける者については、第 5 条の 3 の規定 は、適用しない。 <hr style="width: 100px; margin-left: 0;"/> <u>(削る。)</u>

実効性を喪失し
た項を削るもの

44 附則第42項の規定の適用を受ける者に対する第7条及び第7
条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み
替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	附則第42項の規定により読み替え て適用する第4条又は第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月 額
		額に退職の日において定められて いる者のに係る定年と退職の日 におけるその者の年齢との差に相 当する年数（当該年数が10年を超 えるときは、10年とする。）1年 につき100分の3を乗じて得た額 の合計額
		これら
第7条の2	第5条の2第1項の 同項第2号イ 同項の	附則第42項の規定により読み替え て適用する第4条又は第5条の 附則第42項の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項の 附則第42項の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項第2 号イ 附則第42項の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項の

実効性を喪失し
た項を削るもの

(削る。)

第7条の2第 1号	特定減額前給 料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第7条の2第 2号	特定減額前給 料月額	特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超えるときは、10年とする。）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条の2第 1項第2号イ	附則第42項の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項第2号イ	並びに退職日給 料月額

	1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該附則第42項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

45 平成24年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に富山県の一般職の職員等の給与に関する条例第1条第1項に規定する県の一般職の職員である単純労務職員であつた者のうち、切替日からその退職した日までの間に受けたいた給料月額が切替日の前日にその者が受けたいた給料月額に達することのなかつた者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けたいた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の切替日の前日にその者が受けたいた給

13 平成24年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に <u>給与条例</u> の一般職の職員である単純労務職員であつた者のうち、切替日からその退職した日までの間に受けたいた給料月額が切替日の前日にその者が受けたいた給料月額に達することのなかつた者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。	項目 13 第1項に規定する県の一般職の職員である単純労務職員であつた者のうち、切替日からその退職した日までの間に受けたいた給料月額が切替日の前日にその者が受けたいた給料月額に達することのなかつた者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
(1) 同左	(1) 同左

(2) <u>60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けたいた給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u>	項目 27 第1項に規定する県の一般職の職員である単純労務職員であつた者のうち、定年引上げ前から退職手当の基本額が減額となるないようにするための規定整備
ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の <u>60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けたいた給料月額に対する割合</u>	ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の <u>60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けたいた給料月額に対する割合</u>

料月額に対する割合
(新設)

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額	同上			
ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合				
イ 前号に掲げる額の60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に対する割合				
14 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
46 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
読み替える規定 定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える規定 定	読み替える字句
附則第45項第1号	及び同日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額	並びに同日に受けた給料月額及び同日に受けた給料月額	附則第13項第1号	及び同日に受けた給料月額及び同日に受けた給料月額

		定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
附則第45項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、	附則第13項第2号	60歳に達する日の属する年度の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
附則第45項第2号イ	前号に掲げる額	その者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けている	附則第13項第2号イ	前号に掲げる額

		た給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	及び同日にその者が受けた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第13項第3号	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第13項第3号イ	前号に掲げる額	その者が60歳に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算	その者が60歳に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算

47 附則第45項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 切替日の前日
切替日給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 切替日の前日にその者が受けていた給料月額に附則第45項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

計額

(新設)

(新設)

48 附則第46項に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それが同一表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
定	字句	字句

	した場合の退職手当の基本額に相当する額	
15 附則第13項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。		項目その他規定
(1) 60以上 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額に60を乗じて得た額	規定整備	定整備
(2) 60未満 次に掲げる額の合計額	同上	
—	—	
ア 切替日の前日にその者が受けた給料月額に附則第13項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額	同上	
イ 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額に附則第13項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額	同上	
ウ 退職日給料月額に60から附則第13項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額	同上	
—	—	
16 附則第14項に規定する者に対する前項の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それが同一表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	同上	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
定	字句	字句

附則第47項	附則第45項の 前項の規定により読み替えて 適用する附則第45項の 同項第2号イ	附則第15項 前項の規定により読み替えて 適用する附則第45項第2号イ 前項の規定により読み替えて 適用する附則第45項の 同項の	附則第15項第 前項の規定により読み替えて 適用する附則第13項の 同項第3号イ 前項の規定により読み替えて 適用する附則第13項第3号イ 前項の規定により読み替えて 適用する附則第13項の 同項の
附則第47項第 1号	切替日の前に その者が受け いた給料月額	切替日の前に その者が受け ていた給料月額及び同日にそ の者が受けた給料月額及 び同日にその者が受け た給料月額に 退職の日に定められて いるその者に係る定年と退職 の日ににおけるその者の年齢と の差に係る定年と退職の日に の差に相当する年数1年につ き100分の3（退職の日にお いて定められているその者に係 る定年と退職の日ににおけるそ の者の年齢との差に相当する 年数が1年である職員にあつ ては、100分の2）を乗じて得 た額の合計額	切替日の前に その者が受け ていた給料月額及び同日にそ の者が受けた給料月額に 退職の日に定められて いるその者に係る定年と退職 の日ににおけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につ き100分の3（退職の日にお いて定められているその者に係 る定年と退職の日ににおけるそ の者の年齢との差に相当する 年数が1年である職員にあつ ては、100分の2）を乗じて得た額の合計 額

附則第47項	附則第45項の 前項の規定により読み替えて 適用する附則第45項の 同項第2号ア	附則第15項 前項の規定により読み替えて 適用する附則第45項第2号イ 前項の規定により読み替えて 適用する附則第45項の 同項の	附則第15項第 前項の規定により読み替えて 適用する附則第13項の 同項第3号イ 前項の規定により読み替えて 適用する附則第13項第3号イ 前項の規定により読み替えて 適用する附則第13項の 同項の
附則第47項第 2号	切替日の前に その者が受け いた給料月額	切替日の前に その者が受け ていた給料月額及び同日にそ の者が受けた給料月額に 退職の日に定められて いるその者に係る定年と退職 の日ににおけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につ き100分の3（退職の日にお いて定められているその者に係 る定年と退職の日ににおけるそ の者の年齢との差に相当する 年数が1年である職員にあつ ては、100分の2）を乗じて得 た額の合計額	切替日の前に その者が受け ていた給料月額及び同日にそ の者が受けた給料月額に 退職の日に定められて いるその者に係る定年と退職 の日ににおけるその者の年齢と の差に相当する年数1年につ き100分の3（退職の日にお いて定められているその者に係 る定年と退職の日ににおけるそ の者の年齢との差に相当する 年数が1年である職員にあつ ては、100分の2）を乗じて得た額の合計 額

いるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員については、100分の2）を乗じて得た額の合計額	附則第13項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第2号イ
附則第45項第2号イ 及び退職日給料月額	附則第15項第2号イ	60歳に達する日の属する年度の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額
並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員については、100分の2）を乗じて得た額の合計額	当該前項の規定により読み替えて適用する附則第45項第2号イ	日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員については、100分の2）を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第2号イ	年である職員にあつては、100

	えて適用する同号イに掲げる
	割合

分の2)を乗じて得た額の合計

額	割合
附則第13項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第3号イ
同項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第2号イ
附則第15項第2号ウ	退職日給料月額 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
附則第13項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第3号イ
17 (新設)	給与条例別表第3の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、かつ、給与条例附則第25項の規定による給料月額の改定の適用を受ける者うち、60歳に達する日の属する年度の末日までに給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定減額前給料月額職手当の基本額

が60歳に達する日の属する年度の末日の給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したもののとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の60歳に達する日の属する年度の末日の給料月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けた給料月額に対する割合
- (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

教育職給料表の
適用を受ける者
について、定年
引上げ前から退
職手当の基本額
が減額とならな
いようにするた
めの規定を設け
るもの

イ 前号に掲げる額の60歳に達する日の属する年度の末日に

その者が受けた給料月額に対する割合

18 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められている者の者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第17項第1号	及び同日にその者が受けた給料月額	並びに同日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められる者の者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額

(新設)

附則第17項第 2号	<p>60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、</p>	<p>60歳に達する日の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、</p>
附則第17項第 2号イ	前号に掲げる額	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

附則第17項第 3号	退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第17項第 3号イ	前号に掲げる額

19 附則第17項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に

(新設)

定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 次に掲げる額の合計額

特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前にその者が受けた給料月額に附則第17項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額

イ 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額に附則第17項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ウ 退職日給料月額に60から附則第17項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

20 附則第18項に規定する者に対する前項の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
附則第19項	附則第17項の 同項第3号イ	前項の規定により読み替えて 適用する附則第17項の 前項の規定により読み替えて 適用する附則第17項第3号イ
	同項の	前項の規定により読み替えて 適用する附則第17項の
附則第19項第60歳に達する日	60歳に達する日の属する年度	

(新設)

1号

の属する年度の 末日にその者が 受けた給料 月額	の末目にその者が受けたいた 給料月額及び同日にその者が 受けた給料月額に退職の 日において定められているそ の者に係る定年と退職の日に おけるその者の年齢との差に 相当する年数1年につき100分 の3(退職の日ににおいて定めら れているその者に係る定年と 退職の日におけるその者の年 齢との差に相当する年数が1 年である職員にあつては、100 分の2)を乗じて得た額の合計 額
附則第19項第 2号ア	特定減額前給料 月額に係る減額 日のうち最も遅 い日の前日にそ の者が受けた給 料月額

		職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2) を乗じて得た額の合計額
附則第17項第 2 号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第 2 号イ	
附則第19項第 2 号イ	60 歳に達する日の属する年度の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額	60 歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けた給料月額及び同日にその者が受けた給料月額に退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3 (退職の日ににおいて定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2) を乗じて得た額の合計額
附則第17項第 3 号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第 3 号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第 2 号イ
同項第 2 号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第 2 号イ	

附則第19項第 2号ウ	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	附則第17項第 3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第3号イ
49	富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第23項の規定による給料の額については、この条例の規定による給料月額には、当該額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する富山県一般職の職員等の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。	
(新設)		(新設)
21	給与条例	附則第23項の規定による給料の額については、この条例の規定による給料月額には、当該額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。
22	特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をい	特定地方警察官の期間についてピーグ時特例の

う。)によりその者の奉給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の奉給月額が減額前の奉給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による奉給月額には、当該差額を含まないものとする。	23 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	24 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達する日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第24項」とする。	25 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達する日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第24項」とする。
50 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(新設)	(新設)	

定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、

「、第5条又は附則第25項」とする。

26 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退

職手当の基本額については適用しない。

(1) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和59

年富山県条例第2号) 第3条第2項に規定する職員

(2) 病院に勤務する医師及び歯科医師

27 給与条例附則第25項の規定による職員の給料月額の改定は、給

料月額の減額改定に該当しないものとする。

28 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則

第20項の規定についてとは、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員以外の者であつて県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年富山県条例第1号)第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和59年富山県条例第2号)(以下「令和4年旧定年条例」という。)第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳に達する日の属する年度の末日とし、令和4年旧定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員該当する職員にあつては65歳に達する日の属する年度の末日とする。)に達する日」と、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20

(新設)

(新設)

	第14項、第16項、 第18項及び第20項の適用にあたり、現行の対象期間と同じによるよう読替規定を設けるもの	当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「6月」とあるのは「零月」と、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。	当分の間の措置として、応募認
29 (新設)	当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「6月」とあるのは「零月」と、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。	当分の間の措置として、応募認	
30 (新設)	附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員 以外の者 附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員 65歳	当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3、第5条の3	

<p>の2、第9条の3、附則第14項及び附則第18項の適用については、 第5条の3本文、第9条の3第1項第1号、附則第14項本文及び 附則第18項本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、 前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文、附則 第14項本文及び附則第18項本文中「退職の日において定められて いるその者に係る定年」とあり、及び第9条の3第1項第1号中 「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>定退職者及び25 年以上勤続し、 その者の事情に よらないで引き 続いて勤務する ことを困難とす ることによる退 職者について、 第5条の3、第 7条の3、附則 第14項、第16項、 第18項及び第20 項の適用にあた り、現行の対象 期間と同じにな るよう読替規定 を設けるもの</p> <p>31 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて 附則第29項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に 達する日前に退職したときにおける第5条の3、第7条の3、附 則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用 については、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、 附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分 の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職 の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である 職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第29項の表 の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職 の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を 乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係 る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 で除して得た割合」とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>32 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて 附則第29項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に 達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第7条の3の 2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則</p>
	<p>同上</p>

第20項の規定の適用については、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の3（退職の日において定められている者のに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

新日対照表(第2条関係)
昭和48年富山県条例第27号)の一部改正案
支給条例の一部を改正する条例
当該職員退職手当

5 適用日在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第5条_____の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～10 略

11 附則第6項に規定する者又は附則第8項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定にかかるわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額
(2) 略

12～30 略

31 附則第6項又は第8項及び附則第16項又は第29項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第

5 適用日在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第5条又は附則第25項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～10 略

11 附則第6項に規定する者又は附則第8項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定にかかるわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 退職手当条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額
(2) 略

12～30 略

31 附則第6項又は第8項及び附則第16項又は第29項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第

7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から第5項まで又は第11項の規定にかかるわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

32 附則第12項及び附則第16項又は第29項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合における退職手当条例第2条の4及び第7条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から第5項まで又は第13項の規定にかかるわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの

7条から第7条の5まで並びにこの条例附則第3項から第5項まで又は第11項の規定にかかるわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これら

規定期間

		規定を適用して計算した額)とする。
33、34 略	33、34 略	
35 適用日に現在に在職する職員が、適用日以後に退職手当条例附則第21項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、同項の規定にかかるわらず、退職手当条例第2条の4から <u>第5条の3</u> まで及び <u>第7条から第7条の5</u> まで並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額から旧条例附則第20項に規定する退職手当の額から控除すべき額の算出方法を例として算出した額を控除した額とする。	35 適用日に現在に在職する職員が、適用日以後に退職手当条例附則第21項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、同項の規定にかかるわらず、退職手当条例第2条の4から <u>第5条の3</u> まで及び <u>第7条から第7条の5</u> まで並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額から旧条例附則第20項に規定する退職手当の額から控除すべき額の算出方法を例として算出した額を控除した額とする。 規定期限内に現に在職する職員が、適用日以後に退職手当条例附則第21項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、同項の規定にかかるわらず、退職手当条例第2条の4から <u>第5条の3</u> まで及び <u>第7条から第7条の5</u> まで並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額から旧条例附則第20項に規定する退職手当の額から控除すべき額の算出方法を例として算出した額を控除した額とする。	
36、37 略	36、37 略	

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年富山県条例第44号）の一部改正案 新旧対照表（第3条関係）

	現行	改正案	備考
	附 則（平成15年条例第44号） (施行期日)	附 則（平成15年条例第44号） (施行期日)	
1 略 (経過措置)	1 略	2～11 略 (経過措置)	
2～11 略	12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で富山県職員等退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第29項の規定により計算して得られる額とする。	12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で富山県職員等退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第7項の規定により計算して得られる額とする。	規定整備
13 略		13 略	

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年富山県条例第10号）の一部改正案 新旧対照表（第4条関係）

現行	附 則（平成18年条例第10号） (施行期日)	附 則（平成18年条例第10号） (施行期日)	改正案	備考
第1条 略 (経過措置)	第1条 略 (経過措置)	第1条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日ににおける給料月額を基礎として、この条例による改正前の富山県職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第29項から第31項まで、附則第7条の規定による改正前の富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年富山県条例第27号。以下この条及び次条において「条例第27号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の富山県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年富山県条例第44号。以下この条及び次条において「条例第44号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務に	第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日ににおける給料月額を基礎として、この条例による改正前の富山県職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第7項から第9項まで、附則第7条の規定による改正前の富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年富山県条例第27号。以下この条及び次条において「条例第27号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の富山県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年富山県条例第44号。以下この条及び次条において「条例第44号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務に	

よらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によるない傷病により退職したものなどを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第29項から第31項まで及び第39項から第44項まで、附則第4条、附則第5条、条例第27号附則第3項から第5項まで並びに条例第44号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

第3条～第12条 略

よらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によるない傷病により退職したものなどを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第7項から第9項まで、附則第4条、附則第5条、条例第27号附則第3項から第5項まで並びに条例第44号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

第3条～第12条 略

規定期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によるない傷病により退職したものなどを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第7項から第9項まで、附則第4条、附則第5条、条例第27号附則第3項から第5項まで並びに条例第44号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

第3条～第12条 略

富山県手数料条例の一部を改正する条例案要綱

経営管理部財政課

(山田主任 内線4961)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	1 富山県電子申請システムで申請した手続に係る手数料について、電子納付を可能にすることに伴い、所要の改正を行うもの 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、所用の改正を行うもの
2 条例案の内容	1 改正の内容 (1) 全ての手数料について、電子納付による徴収を可能とするもの（第4条関係） (2) 建築基準法の改正に伴う項ずれの規定整備（別表第1の342の項、342の2の項、347の3の項及び347の4の項関係） (3) その他規定整備（別表第2第1項関係） 2 施行期日 1 の(1) 令和4年10月1日 1 の(2)及び(3) 公布の日
3 他の条例等との関連	富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）別途改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して手数料を徴収する事務に係る申請、申込み等を行わせる場合には、当該手数料については、規則で定める方法により徴収することができる。

別表第1の 342の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の 342の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の 347の3の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の 347の4の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第2第1項中「436の4の項まで」を「436の5の項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の 342の項、342の2の項、347の3の項、347の4の項及び別表第2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。